

# 岡山市特別職報酬等審議会傍聴手続取扱要領

平成28年8月18日

## 1 傍聴の手続

- (1) 傍聴の受付時間は、原則として岡山市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の開会予定時刻の30分前から開会までの間とする。
- (2) 傍聴希望者（以下「傍聴者」という。）は、会場受付において、所定の傍聴者受付表に必要事項を記入し、傍聴整理券（別記様式）を受け取った上で、会長が傍聴を許可するまでの間、会場入口前で待機しなければならない。
- (3) 会長が傍聴を許可した場合は、審議会事務局職員（以下「職員」という。）が傍聴者を傍聴席に誘導する。
- (4) 会長は、傍聴者が多数で審議会の運営に支障があると判断した場合は、傍聴者の人数を制限することができる。この場合には、傍聴整理券に記載している受付番号順によるものとする。
- (5) 傍聴者は、傍聴に当たり、傍聴整理券に記載された条件を遵守するとともに、会長及び職員の指示に従わなければならない。

## 2 傍聴許可の取消し等

- (1) 会長は、傍聴者が傍聴整理券記載の条件に違反した場合又は審議会の円滑な運営を妨げる行為等を行った場合は、傍聴許可を取り消すことができる。
- (2) 傍聴者は、傍聴許可を取り消された場合は、速やかに退室しなければならない。

## 3 適用時期

この要領は、平成28年9月7日から施行する。